2版

様　式　C－19、F－19、Z－19　(共通)

科研費 KAKENHI

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

平成 27 年　6 月 19 日現在

機関番号：13701
研究種目：基盤研究(C)
研究期間：2012～2014
課題番号：24530747

研究課題名（和文）日常生活自立支援事業における「規定外支援」の背景分析と「地域連携モデル」の研究

研究課題名（英文）A Study of the Irregular Support Provided Under the Current Community-Based Advocacy System and an Ideal Social Support Network Under the System.

研究代表者
宮川　淑恵（濱島淑恵）（MIYAKAWA, Yoshie）

岐阜大学・地域科学部・研究員

研究者番号：30321269

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　3,800,000円

研究成果の概要（和文）：日常生活自立支援事業に着目し、①当事業が規定する標準的な支援以外の多様な支援が行われている原因、背景を明らかにすること、②当事業において、どのような地域の社会資源との連携が必要か、現状と課題を検討することが目的として行った。
2市社会福祉協議会の専門員に対する質問紙調査、インタビュー調査を実施し、ほとんどのケースで多様な支援が行われていたが、特に障がいを有し、住居を転々とし、低所得、希薄な人間関係といったケースにおいて多様な支援を必要とする傾向があること、またケース毎に連携が展開されているが、個々の事業所や専門職の意識に左右される現状があり、システムとしての確立が必要である等の課題がみられた。

研究成果の概要（英文）：This research focuses on the services provided by the community-based advocacy system and provided by Social Welfare Councils. The first purpose of the research was to clarify the reasons why social workers provide various kinds of irregular support under this system. The second purpose was to propose an ideal social support network.
Our analysis identified that, although most service users were provided with iirregular support of various kinds, it was especially noticeable that certain users with intellectual or mental disorders moved house many times, experienced economic problems, and had only shallow relationships with their families, relatives, and neighbors. In addition, our research demonstrated that social workers cooperated with other social resources, and created a social support network in each case. However, this depended on awareness on the part of other organizations or staff. A social support network needs to be established as a “stable system".

研究分野：地域福祉

キーワード：権利擁護　日常生活自立支援事業　地域福祉　ソーシャルサポートネットワーク

１．研究開始当初の背景

1990 年代末の社会福祉基礎構造改革以降、利用制度をベースとする社会福祉制度への移行が進められた。その際、認知症、知的障がい、精神障がい等によって意思能力が不十分な者の場合、自分に適したサービスを選ぶ、または自分の意思を表明することが難しい等によって、自分の意思に沿った福祉サービスを利用し、自分らしく生活することが困難となり、権利侵害が起こる危険性があることが指摘された。そこで民法改正により成年後見制度が整備されるとともに、1999 年に「地域福祉権利擁護事業」（2007 年に改称され、現在は「日常生活自立支援事業」）がスタートした。

本事業は、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村社会福祉協議会と協力しながら行うとされている。事業対象者は意思能力が不十分な者（ただし、社会福祉協議会との契約締結能力は有する者）とされ、基本的なサービスは①福祉サービスの利用援助、②日常的な金銭管理、③重要書類の預かり、d)（上記①～③に伴う）定期的な訪問による生活変化の察知（見守り）、となっている。

本研究チームは 2008 年に本事業に関するアンケート調査を専門員および生活支援員に対して実施した。その結果、上記 3 種の基本的なサービス以外の多種多様なサービスが実際には行われていること、また専門員と生活支援員、また当事業とフォーマルな資源との間の連携は比較的行われているが、インフォーマルな資源との連携が弱い点等が明らかにされた。

２．研究の目的

以上を受けて、本研究は以下のことを主たる目的として実施した。第 1 に、このような多種多様なサービスがなぜ実施されているのか、その原因、背景を明らかにする。第 2 に、当事業の支援活動で行われている地域の社会資源との連携（以下、地域連携）の状況とその意義、課題を明らかにし、地域社会をベースとした権利擁護のあり方を検討する。

３．研究の方法

東海・近畿圏の P 市、Q 市の社会福祉協議会に協力を依頼し、第 1 段階として、当該事業利用者に対して行われている支援状況に関する質問紙調査、第 2 段階として、各ケースで実施されている地域連携に関するインタビュー調査、第 3 に地域社会をベースとした権利擁護活動について先駆的な活動を行っている先進地域への聞き取り調査を実施した。以下、順に研究方法の詳細と研究結果を示す。

なお、倫理的配慮については、第 1 段階の支援状況に関する質問紙調査および第 2 段階の地域連携に関する聞き取り調査は個人情報に関わる内容も含まれたため、以下のような配慮を行った。まず社会福祉協議会に数回出向き、本調査の目的、内容、活用方法について説明をし、同意を得て調査協力を得た。質問紙調査では利用者および利用する福祉・医療・保健等のサービス事業所、施設名の匿名性を保持できる内容とした。IC レコーダーでの録音は事前に文書で同意を得ている。なお、本調査の実施にあたって、中部学院大学倫理委員会の審査を受け、許可を得た。

４．研究成果

１）支援状況に関する質問紙調査

（１）調査概要

多様な支援の実施状況と利用者の基本属性、家族、生活の状況等基礎的情報に関する質問紙調査を実施した。A 地区は全専門員 3 名を対象に、B 地区ではある程度のキャリアを有し、質問に答えうる専門員を社会福祉協議会に選定してもらい、7 名の専門員を対象として、平成 23 年度から平成 25 年 7 月 1 日に至るまで継続して支援を行っているケースについて回答を求めた。調査時期は A 地区では平成 25 年 3 月、B 地区では平成 25 年 7 月～8 月に実施した。

なお、質問紙調査の回答に関する再確認を行うこと、多様な支援と利用者の抱える生活上の困りごととの関係の詳細について、追加の聞き取り調査を実施した。A 地区では平成 25 年 6 月～7 月、B 地区では平成 25 年 11 月～12 月に実施した。

（２）調査結果

①利用者の基本属性：調査票を配布した地域の内訳は、P 市が 38 名（42.2%）、Q 市が 52 名（57.8%）であり、回答者数は P 市と Q 市を合わせて 90 名（回収率 100%）であった。表 1 に利用者の基本属性を示した。

同居している家族・親族（複数回答）は、

表１　利用者の基本属性

性別	男性	42名(46.7%)	女性	48名(53.3%)
年齢	60歳未満	14名(15.6%)	60歳代	22名(24.4%)
	70歳代	25名(27.8%)	80歳以上	29名(32.2%)
有する疾病、障がいの状況	認知症のみ	45名(50.0%)	認知症と障がい・持病	19名(21.1%)
	障がいが重複	6名(6.7%)	精神障がいのみ	10名(11.1%)
	身体障がいのみ	3名(3.3%)		
同居家族の状況	同居家族あり	12名(13.3%)	一人暮らし	69名(76.6%)
	施設入所	8名(8.9%)	わからない	1名(1.1%)

「一人暮らし」が76.7%と最も多く、次いで「施設入所」8.9%、「父母・義父母」5.6%、「兄弟姉妹」4.4%となっていた。利用者の現在の住居は「民間賃貸マンション・アパート」が40.0%と最も多く、次いで「福祉施設」15.6%、「持ち家・分譲マンション」13.3%となっていた。住まいの変遷は「何回も住まいを変わってきた」が31.1%と最も多く、次いで「上記のようなことはない」が28.9%であった。なお、知的障がいがある場合は「何回も住まいを変わってきた」が71.4%と最も多く、7 割を占めた。次に就労状況については、働いている者が 7 名（7.8%）、働いていない者が 83 名（92.2%）となっており、大多数の利用者が働いていなかった。そして、「収入源」で最も多かったのが本人の「年金」で 62 名 68.9%、次に「生活保護・手当」が49名54.4%であり、社会的な制度による収入で生計をたてている者が多く、また生活保護を受給する低所得の者が半数以上を占めた。さらに貯金を切り崩して生活しているケースも17.8%みられ、経済的困難を抱える利用者が多いことがうかがえる。利用者の職歴をみると、「わからない」が最も多く27名30.0%を占めるが、「職場を何回も変わってきた」が 20 名 22.2%、「無職の期間がある」が 16名17.8%、「非正規職員として働いた期間がある」が 12 名 13.3%となっており、「上記のような経験はない」は17名18.9%であった。職歴を把握できた利用者の多くが不安定な就労の経歴を有していた。

②初回相談経路：初回相談時の相談経路（複数回答）は、「居宅介護支援事業所・ケアマネージャー」が31.1%と最も多く、次いで「地域包括支援センター」が 22.2%、「保健・福祉施設」が18.9%であった。

③利用者への支援内容：利用者への支援内容（複数回答）は、「日常的な金銭管理」が93.3%と最も多く、次いで「通帳や書類の預かり」が66.7%、「福祉サービスの利用援助」が 65.6%、「生活上の変化の察知のための訪問・見守り」が 60.0%、「お金の使い方・借金返済に関する相談・助言・支援」が47.8%となっていた。

地域別にみると、P 市は「日常的な金銭管理」が97.4%と最も多く、次いで「福祉サービスの利用援助」が 73.7%、「生活上の変化の察知のための訪問・見守り」が60.5%、「通帳や書類の預かり」が 57.9%、「消費契約・行政手続きの支援」が 55.3%、「お金の使い方・借金返済に関する相談・助言・支援」が55.3%、「行政との関係調整・働きかけ」28.9%となっていた。Q 市も「日常的な金銭管理」が90.4%と最も多いが、次いで「通帳や書類の預かり」が 73.1%、「福祉サービスの利用援助」は59.6%であった。そして、「生活上の変化の察知のための訪問・見守り」が59.6%、「お金の使い方・借金返済に関する相談・助言・支援」が 42.3%、「生活の過ごし方に関する支援」が32.7%となっていた。

また、障がい種別にみると、認知症の場合は「日常的な金銭管理」が91.1%と最も多く、次いで「通帳や書類の預かり」が73.3%、「福祉サービスの利用援助」が 71.1%、「生活上の変化の察知のための訪問・見守り」が55.6%となっていた。認知症と障がいや持病がある場合は「日常的な金銭管理」が94.7%と最も多く、次いで「生活上の変化の察知のための訪問・見守り」が 73.7%、「お金の使い方・借金返済に関する相談・助言・支援」が68.4%などとなっていた。障がいが重複している場合は「日常的な金銭管理」が100%、「福祉サービスの利用援助」が 100%と最も多く、次いで「生活上の変化の察知のための訪問・見守り」が 83.3%などとなっていた。知的障がいがある場合は「お金の使い方・借金返済に関する相談・助言・支援」が 100%と最も多く、次いで「日常的な金銭管理」が85.7%、「通帳や書類の預かり」が 85.7%などとなっている。精神障がいがある場合は「日常的な金銭管理」が 100%と最も多く、次いで「通帳や書類の預かり」が60.0%、「お金の使い方・借金返済に関する相談・助言・支援」が 60.0%、「生活の過ごし方に関する支援」が60.0%などとなっている。

日常的な金銭管理に関しては、障がい種別に関係なく、最もよく行われている支援とな

っていた。ただし、知的障がいがあるケースの場合は、日常的にお金の使い方の支援が多く、借金返済の支援や相談といった日常的な金銭管理の範囲にはとどまらない支援が必要となっていることがわかった。一方、精神障がいがある場合は他の障がいと比べると、生活の過ごし方に関する支援が必要とされていることが伺える。

利用者の同居している家族・親族別にみると、どの家族形態においても「日常的な金銭管理」が支援の第一位として挙がっていた。また、配偶者と同居している場合は「家族内の関係調整」が66.7%、「行政との関係調整・働きかけ」が66.7%と他の家族形態に比べると高い割合となっていた。そして、父母・義父母と同居している場合は「就労・就職に関する相談・助言・支援」(60.0%)が、未成年の子と同居している場合は「話し相手・見守り」(100%)となっており、他の家族形態に比べると高い割合となっている。

配偶者と同居している場合は、家族関係に何らかの問題が生じやすく、支援の必要性が高いことが伺える。また、父母や義父母と同居している場合は家計を維持するために就労に関するニーズが高くなっている可能性や、未成年の子と同居している場合は、子どもに関する支援、相談のニーズがある可能性指摘できる。

④専門員からみた利用者の「困りごと」による類型化：「専門員からみた利用者の困りごと」についてクラスタ分析を行い、類似グループに分けたところ、a)「自分の健康、病気」グループ、b)「経済・金銭問題」グループ、c)「家族・社会生活問題」グループ、d)「重層的生活問題・孤立」グループに分けられた。これらの全てのグループに共通する特徴としては「自分の健康・病気」が困りごととして挙げられているケースが多いことであった。なお、以上の4グループのうち、a)、c)の抱える問題はいくつかの特定の問題に集約されているが、b)、d)のグループが抱える問題はより複雑かつ深刻な問題が積み重なっていることが特徴として挙げられる。

⑤「支援内容」による類型化：支援内容をもとにクラスタ分析を行い、類似グループに区分した結果、a)「金銭管理支援」、b)「包括支援」、c)「見守り支援」、d)「標準支援」の４つのグループに分けられた。a)「金銭管理支援」は 34 ケースあり、当事業の標準的サービスである福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳や重要書類の預かり、これらに伴う生活上の変化の察知等（以下、「標準支援」）についても行われている支援の種類が多いが、なかでも「日常的な金銭管理」の支援が行われているケースが多い。標準支援以外の支援内容については、「お金の使い方・借金返済に関する支援」が行なわれているケースが特に多く、「金銭管理」に関わる支援が特徴としてみられた。さらに「生活の過ごし方に関する支援」や「地域の人との関係調整」、「行政との関係調整・働きかけ」が行われているケースが他のクラスタよりも多い特徴もみられた。b)「包括支援」は 34 ケースであり、行われている標準支援の種類が多く、特に「生活上の変化の察知」の支援が他グループよりも際立って多い。それに加え、「生活の過ごし方」「お金の使い方、借金返済に関する支援」など「金銭管理」、「生活運営」に関する支援が行われるケースも多い。さらに「家族との関係調整」が他クラスタよりも多い。なお、「身の回りの世話」や「買い物の代行・同行」、「家・庭等の掃除」、「地域の人との関係調整・働きかけ」、「地域の金融機関、商店等との関係調整」、「行政との関係調整・働きかけ」を行うケースもみられる。c)「見守り」は 15 ケースあり、行われている標準支援は多いが、特に突出して多い支援はみられない。それ以外の支援が行われているケースは極めて少なく、ほとんどのケースが標準支援内におさまっている。唯一、「話し相手、見守り」が行われているケースが他グループよりも多いという特徴がある。d)「標準支援」は7ケースあり、行われている標準支援の種類は他グループよりも少なく（「福祉サービスの利用援助」、「日常的な金銭管理」、「通帳や書類の預かり」といった基本的なもののみ)、それ以外の支援は行われていない。

以上のうち、a)「金銭管理支援」および b)「包括支援」は、標準支援に加え、多種多様な支援が行われているグループといえる。これらのクラスタの特徴を検討するため、基本属性、住まいの変遷、職歴とのクロス集計を行い、カイ二乗検定を行った。その結果、「障がい種別」、「家族・親族との同居状況」「住まいの変遷」について統計的に有意であるこ

とが確認された。「知的障がい」、「精神障がい」を有するケースはすべて多様な支援が行なわれるグループ a)、b)に入り、「同居家族・親族がいる」ケースは a)「金銭管理支援」に多く、「何回も住まいを変わってきた」ケースでは多様な支援のグループ a)、b)に多くみられた。多様な支援の背景、原因のひとつとして、知的障がい、精神障がいの有無、同居家族・親族の状況、住まいの不安定さがある可能性が指摘できる。

2）地域連携に関する聞き取り調査

（1）調査概要

第１段階の質問紙調査では、「専門員からみた生活上の問題・困りごと」と「支援内容」に着目し、グループ分けを行った。「専門員からみた生活上の問題・困りごと」によるグループは、「自分の健康・ケア」、「経済・金銭問題」、「家族・社会生活問題」、「重層的生活問題・孤立」に分けられた。また、「支援内容」によるグループは、「金銭管理支援」、「包括支援」、「見守り」、「標準支援」に分けられた。そこで、重層的な問題を抱えているグループとして「経済・金銭問題」グループと「重層的生活問題・孤立」グループ、また多様な支援が行われているグループとして「金銭管理支援」グループと「包括支援」グループのケースを調査対象とし、特に各グループの特徴を満たす計 6 ケースを抽出した。また以上のような重層的な問題、多様な支援のケースに加え、それらとは対照的である「標準支援」グループからも 3 ケースを抽出した。

以上９ケースについて、担当専門員に対し、各ケースで実施されている地域連携の状況についてインタビュー調査を実施した。

（2）調査結果

９ケース全てにおいて、ケースごとに関連する地域の社会資源と連携しながら支援が実施されていた。その特徴として以下の点が見出された。

まず、地域連携の意義について、インタビュー調査では「情報の入手・交換・共有ができる」「スピーディ・臨機応変な対応ができる」「慎重・細やかな対応ができる」「利用者の暮らしが安定する」「利用者と家族の不安定な暮らしを予防することができる」「近隣住民の安心感に繋がる」「専門職の安心感に繋がる」「関係機関の理解と調整を図ることができる」という意見がみられた。すなわち、支援者や近隣住民が利用者の心身の不調や生活面の変化に気づいた時、即座にその状況を確認し合い、情報交換と共有を行うことにより、適切な支援に繋げることができるという意義が認識されていた。

第２に、地域連携においてケアマネージャーや地域包括支援センターが中心的な役割を担っていた。特に日常生活自立支援事業の利用前からケアマネージャーもしくは地域包括支援センターからの支援を受けている場合にその傾向が強くみられた。ただし、中心的存在にどの事業所、機関、専門職がなるか、連携がどのように行われれるかは、所属する事業所の方針や個々の専門職の意識によるところが大きい傾向もみられた。

第３に、今回の事例では必要な時に随時行われる地域連携が多く、支援者が一同に会するのはケアプランの見直しの時のみであった。定期的に行われる連携と随時行われる連携にはそれぞれ長所があり、その時々の状況に応じて臨機応変に支援を行うためには普段からの随時の連携が、長期的なプランをたてる場合、普段の連携では直接的な接点のない事業所、機関、専門職と顔を合わせ、情報交換を行う場合には定期的な会議が有効であると考えられる。両者のメリットを踏まえたうえでの使い分けの必要性が指摘された。

今回、聞き取りを行った事例では、利用者の生活を支えるため、様々な創意工夫のもと地域の社会資源との連携が行われていたことは上述した通りであるが、いくつかの課題もみられた。まず、実施されている地域連携が支援者たちの個々の意識や努力によって支えられている点がある。すなわち、「システム」として構築するまでには至っていないため、地域連携にあまり重点を置いていない事業所、支援者が存在した場合、連携のネットワークから外れてしまうことが懸念される。個々の事業所や支援者の差によって連携に基づいた支援が実施されるか否かの違いが出ることがないよう、地域社会全体で、地域連携の必要性を認識し、「地域連携システム」の構築に向けた取り組みが期待される。第 2 に、業務外のことであってもお互いが臨機応変に対応し、既存の社会福祉・社会保障制度では対応できない部分、制度の隙間を埋

めることによって利用者の基本的な生活を支えているが、それで精一杯になっているケースがみられたことが挙げられる。本人が望む生活とはどのようなものか、より豊かな生活をいかに実現するかを意識した支援が地域連携を通して展開されればより良い支援へとつながると考えられる。

また、このような制度の隙間を埋めるのみならず、そのような隙間、改善点があることを社会や行政へ訴えていく役割も地域連携にはあると考えられる。地域連携の「システム」として、地域社会での気付きが行政等に届く仕組みを構築する必要があることも課題として挙げられよう。最後に、地域住民を支援ネットワークに巻き込むことの困難さも確認された。地域住民の協力を得るには、その地域住民を孤立化させることがないよう、専門職の支援ネットワークが彼らを包摂し、丁寧に支える体制の存在が重要であることが指摘された。

3）先進地域における権利擁護活動に関する聞き取り調査

平成 26 年 12 月～平成 27 年 2 月に総社市権利擁護センター、東濃成年後見支援センター、氷見市社会福祉協議会、東大阪成年後見支援センターに対して聞き取調査を実施し、各組織・機関で取り組まれている権利擁護の事業、地域連携等について、その現状と意義、課題を尋ねた。

各組織・団体ごとの特徴がみられ、総社市権利擁護センターは行政との連携のもと、あらゆる虐待等の事例をワンストップで受け付け、地域の権利擁護活動のコントロールタワーとしての役割を果たすという特徴があった。また、東濃成年後見支援センターは、地域の社会資源のなかでも特に行政との良い協働関係が構築されており、行政からの財政面での支援を受けながらも民間の自主性、主体性、独自性を発揮した権利擁護活動が展開されていた。また、それらの活動の成果を数値として示すという興味深い取り組みも行われていた。そして氷見市社会福祉協議会では、地域住民との連携が網の目のように地域社会に張り巡らされており、彼らの声が直接的に行政、地域福祉計画へとつながる仕組みが作られていた。最後に、東大阪成年後見支援センターは障がい者関係の民間団体による草の根の運動から誕生したという特徴があり、まず制度ありきではなく、地域のニーズに合わせた独自の権利擁護活動も展開されていた。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 0 件）

〔学会発表〕（計 1 件）

<u>濱島淑恵、谷口真由美、矢島雅子</u>、日常生活自立支援事業における「多様な支援」に関する調査報告－支援内容による利用者の類型化とその特徴の分析－、日本人間関係学会、平成 26 年 10 月 26 日、聖カタリナ大学（愛媛県松山市）

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

６．研究組織

(1)研究代表者
濱島　淑恵（HAMASHIMA Yoshie）
岐阜大学地域科学部特別協力研究員
研究者番号：30321269

(2)研究分担者
谷口　真由美（TANIGUCHI Mayumi）
中部学院大学人間福祉学部准教授
研究者番号：90413301

矢島　雅子（YAJIMA Masako）
京都ノートルダム女子大学生活福祉文化学部講師
研究者番号：60581600

(3)連携研究者　なし